

大 監 発 第 2 号 平成30年4月24日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行 東大和市監査委員 床鍋 義博

平成29年度定期監査(都市建設部、学校教育部)結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

この監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

# 平成29年度定期監查(都市建設部、学校教育部)結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

## 第2 監査の期間

平成29年12月1日(金)から平成30年3月26日(月)

## 第3 監査の対象

都市建設部及び学校教育部の平成29年4月1日から11月30日までに執行された、 財務等に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

別紙1のとおり

## 第5 監査の方法

財務等に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼に、関係書類を試査、精査するとともに、職員から説明聴取を実施した。

### 第6 監査対象部局等の概要

## 1 職員配置状況

	課名	参事	課長	係長	係員	再任用	嘱託員	臨時 職員	合計
都市建設部		1	6	12	33	4	0	5	61
	都市計画課 副参事含む	0	2	3	7	2	0	1	15
	土木課	0	1	4	13	0	0	2	20
	建築課	0	1	1	8	1	0	1	12
	下水道課	0	1	3	4	1	0	0	9
	区画整理課	0	1	1	1	0	0	1	4

学校教育部		2	4	6	17	1	8	21	59
	教育総務課 建築課兼任含む	0	2	3	4	0	0	16	25
	教育指導課 副参事含む	1	1	3	8	1	7	1	22
	給食課	0	1	0	5	0	1	4	11

## 2 事務分掌

### 都市計画課

### 計画調整係

- (1) 都市計画審議会に関すること。
- (2) 街づくり審査会に関すること。
- (3) 都市計画事業の補助金(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 都道及び都立公園の整備(管理を含む。)並びに都が行う基盤整備の総合調整(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 公共交通機関(コミュニティバスを含む。)に関すること。
- (6) 課内の庶務に関すること。
- (7) 部内の庶務及び調整に関すること。

## 都市計画係

- (1) 都市計画に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 協働による街づくりに関すること。
- (3) 都市計画による街づくりに関すること。
- (4) 地域地区の計画に関すること。
- (5) 地区計画に関すること。
- (6) 都市施設(下水道に係るものを除く。)の計画に関すること。
- (7) 都市計画施設(下水道に係るものを除く。)の事業認可申請及びその調整に関すること。
- (8) 市街地開発事業等の計画に関すること。
- (9) 都市景観に関すること。

#### 地域整備係

- (1) 協調による街づくりに関すること。
- (2) 開発行為の同意及びその調整に関すること。
- (3) 住宅施策の企画(耐震改修促進計画を含む。)及び推進に関すること。
- (4) 都営住宅(募集を除く。)、公社住宅及び都市再生機構住宅に関すること。
- (5) 美術工芸品等に関すること。
- (6) 道路位置指定に関すること。
- (7) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良住宅地、優良住宅及び良質住宅の認定に関すること。
- (8) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく公共施設を伴う貸家住宅等の証明に関すること。
- (9) 東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)に基づく整備基準適合証の交付等に関すること。

### 十木課

### 管理係

- (1) 道路、橋りょう、河川、水路及び道路予定地の管理に関すること。
- (2) 道路台帳に関すること。
- (3) 路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (4) 道路証明等に関すること。
- (5) 道路調整会議に関すること。
- (6) 道路及び排水管の占用許可に関すること。
- (7) 屋外広告物に関すること。
- (8) 道路附帯施設(カーブミラー、区画線及び標識を除く。次項において同じ。)の管理に関すること。
- (9) 用途廃止後の道路、水路敷等に関すること。
- (10) 私道の移管に関すること。
- (11) 道路境界及び水路境界の確定、確認及び証明に関すること。
- (12) 公共用地等の測量及び公共基準点に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

## 土木係

- (1) 道路、橋りょう、河川及び水路の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 道路附帯施設の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) その他土木事業等の設計、施工及び監督に関すること。
- (4) 狭あい道路(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 公園、緑地、こども広場等の設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 都が管理する河川の調整(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

#### 交通安全対策係

- (1) 交通安全対策の企画及び推進に関すること。
- (2) 交通安全対策審議会に関すること。
- (3) 交通災害共済に関すること。
- (4) カーブミラー、区画線及び標識の計画及び管理に関すること。
- (5) 放置自転車及び駐輪場(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 自転車等駐車対策協議会に関すること。

## 建築課

#### 建築係

- (1) 市有建築物及び附帯施設並びにこれらの設備(学校教育施設を除く。)の新築、改築等に係る設計、施工及び監督に関すること。
- (2) その他建築工事及び設備工事に関すること。
- (3) 課内の庶務に関すること。

### 下水道課

#### 庶務係

- (1) 下水道事業特別会計の予算及び決算に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (3) 下水道使用料(東京都に委託する徴収事務を除く。)に関すること。
- (4) 下水道使用料審議会に関すること。
- (5) 下水道事業地方債に関すること。

- (6) 下水道に係る供用開始の公示に関すること。
- (7) 排水設備工事の検査及び指導に関すること。
- (8) 指定排水設備工事事業者に関すること。
- (9) 水洗化の普及及び促進に関すること。
- (10) 特定事業所及び流域接続口の水質検査に関すること。
- (11) 下水道事業の状況報告及び統計調査に関すること。
- (12) 課内の庶務に関すること。

### 業務係

- (1) 公共下水道事業の都市計画に関すること。
- (2) 下水道台帳に関すること。
- (3) 下水道の新設、維持等に係る設計、施工及び監督に関すること。
- (4) その他下水道工事に関すること。
- (5) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (6) 下水道に係る開発事業の指導に関すること。
- (7) 流域下水道に関すること。
- (8) 民有地の雨水浸透施設(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 私道の下水道に関すること。

## 区画整理課

### 区画整理係

- (1) 土地区画整理事業特別会計の予算及び決算に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る権利の調査及び申告に関すること。
- (3) 保留地の管理及び処分に関すること。
- (4) 清算金の徴収及び交付に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (6) 土地区画整理事業に伴う建物、工作物等の移転補償に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に係る損失補償に関すること。
- (8) 土地区画整理事業の企画、事業計画及び事業認可に関すること。
- (9) 換地計画等に関すること。
- (10) 土地区画整理事業に係る道路、公園等の設計及び工事に関すること。
- (11) 土地区画整理事業に伴う登記に関すること。
- (12) その他土地区画整理事業に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

### 教育総務課

#### 庶務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 条例、規則及び規程に関すること。
- (3) 公告式、訓令等に関すること。
- (4) 交際に関すること。
- (5) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 教育委員会所管職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。
- (8) 教育予算の編成、配当及び執行に関すること。
- (9) 長期計画策定に関すること。
- (10) 請願及び陳情に関すること。
- (11) 教育委員会後援名義使用に関すること。

- (12) 教育行政に関する相談に関すること。
- (13) 審査請求に関すること。
- (14) 事務局内及び他の行政機関との連絡調整に関すること。
- (15) 課内の庶務に関すること。
- (16) 部内の庶務及び調整に関すること。

### 施設係

- (1) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (2) 学校教育施設に関すること。
- (3) 学校教育財産に関すること。

## 学務係

- (1) 学級編制(特別支援学級に係るものを除く。)に関すること。
- (2) 児童及び生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
- (3) 学齢簿に関すること。
- (4) 所管に属する学校の管理(施設管理を除く。)及び運営に関すること。
- (5) 学校保健衛生に関すること。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (7) 就学援助費に関すること。
- (8) 通学区域及び通学路に関すること。

### 教育指導課

### 指導係

- (1) 教育指導に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教材及び教具に関すること。
- (4) 児童及び生徒の安全に関すること。
- (5) 教職員の研修及び研究奨励に関すること。
- (6) 教科用図書の採択及び無償給与に関すること。
- (7) 副読本の編集等に関すること。
- (8) 連合行事及び鑑賞教室に関すること。
- (9) 部活動に関すること。
- (10) 教育センターに関すること。
- (11) 校長会、副校長会等に関すること。
- (12) 課内の庶務に関すること。

### 教職員係

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 代替教職員及び講師に関すること。
- (3) 教職員の服務に関すること。
- (4) 教職員の給与等に関すること。
- (5) 教職員の福利厚生に関すること。
- (6) 教職員の共済組合に関すること。
- (7) 教職員の職員団体に関すること。
- (8) その他教職員に関すること。

#### 特別支援教育係

(1) 特別支援学級の学級編制その他特別支援学級に関すること。

- (2) 就学相談に関すること。
- (3) 巡回相談、巡回指導及び訪問相談に関すること。
- (4) 就学奨励費に関すること。
- (5) その他特別支援教育に関すること。

### 給食課

### 給食係

- (1) 学校給食施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 学校給食センター運営委員会に関すること。
- (3) 給食予算に関すること。
- (4) 学校給食費に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 給食用物資納入業者の登録に関すること。
- (7) 献立、調理及び配送に関すること。
- (8) 栄養日誌及び月報の作成に関すること。
- (9) 調理技術の指導及び栄養の研究に関すること。
- (10) 給食用物資の選定、発注及び検収に関すること。
- (11) 調理棟内の衛生及び食品衛生に関すること。
- (12) 課内の庶務に関すること。

## 第7 監査の結果

都市建設部及び学校教育部の監査を実施した結果、監査対象事項について、おおむね適 正に執行されていると認められた。

なお、当該対象事項に関し、指摘事項及び改善等の必要が認められる事項について、以下 に意見として要望する。

#### 指摘事項

### 1 補助金交付事務について

東大和市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱に基づき、平成29年度上半期分のコミュニティバス運行事業補助金実施状況報告書を確認したところ、収支計算書及び距離算出書に記載されている走行距離が一致していなかった。

走行距離は、補助対象経費である人件費、車両修繕等の経費計算に用いられる数値であることから、正しい走行距離に改めるとともに、補助金の交付に係る審査を適正に行われたい。(都市計画課)

# 2 備品管理について

今年度小中学校各1校が購入した備品、また、取得年が古くかつ取得価格が概ね20万円以上の備品を抽出し、それらについて東大和市物品管理規則に基づき、備品台帳との照合及びその保管状況を確認したところ、学校が既に廃棄した備品の廃棄手続が行われていないものがあり、台帳と一致していなかった。

同規則で供用者とされている学校長は、物品を使用する必要がなくなったとき、又は物品が使用に耐えなくなったときは、直ちに当該物品を回収し返納申請書を提出することが規定されている。また、当該物品及び返納申請書の提出を受けた出納員(教育総務課長)は、備品管理システム等において必要な処理を行うものとされている。

出納員(教育総務課長)及び供用者(学校長)は、備品の現況把握及び管理の徹底を図られたい。(教育総務課)

## 3 委託業務事務について

第二小学校エレベーター保守点検委託業務について、仕様書に基づき適切に履行されている か確認したところ、委託事業者に提出を指示している業務実施届が提出されていなかったため、 「昇降機等検査員」、「一級建築士」及び「二級建築士」のうち、いずれの資格を有する者が業 務に従事しているか確認できなかった。

他の委託業務でも同様の状況が見られたことから、業務実施届の提出の確認について徹底を 図られたい。

また、保有資格については、業務実施届へ記載するだけでなく、資格証の写し等の提出を求めるなど、更なる安全管理の徹底を図られたい。(教育総務課)

## 意見

## 1 耐震化率の向上について

東大和市耐震改修促進計画(平成27年3月改定)では、平成32年度までの住宅の耐震化率の目標を95%以上としている。

市の支援策として、現在は耐震診断を実施する木造住宅所有者に対し、耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を助成しているが、本補助制度について、より周知を進め、耐震化率の向上に努められたい。(都市計画課)

## 2 市民との協働による街づくりについて

都市計画決定及び地区計画決定に当たっては、東大和市街づくり条例に基づいた事務手続きが行われ、それらの決定の過程において市民の意見を聞き、また計画の内容に市民の意見が反映されるよう取組んでいることを確認した。

今後も、市民との協働による街づくりに取組むことを要望する。(都市計画課)

### 3 コミュニティ交通について

東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン(平成28年3月)に基づく、公共交通空白 地域におけるコミュニティ交通の検討については、高齢者施策部門などとの連携や、体育施設 等の指定管理者が運行するバスとの連携など、主管課だけでなく、さまざまな部署あるいは交 通が横断的に検討を重ねることにより、その地域にふさわしい持続可能な地域交通となること を要望する。(都市計画課)

#### 4 自転車等駐車場の整備について

自転車等駐車場については、各駅周辺の自転車等駐車場整備計画(平成29年1月策定)に 基づき、有料化及び駐車場の整備を実施したことに伴い、受益者負担の適正化及び駐車場の環 境改善等が図られたことを評価する。

一方で駐車場の不足など利用者からの意見や要望もさまざま寄せられていることから、今後 も、各駐車場の運営事業者と調整を図りながら、利用者の意見を反映した運営を心がけていく ことを要望する。(土木課)

## 5 放置自転車等撤去作業委託業務について

放置自転車等撤去作業委託業務については、自転車等駐車場の有料化に伴い、従来の撤去台数1台あたりの単価契約から撤去作業1回あたりの単価契約に変更しているとともに、撤去作業の回数が、これまでの月2回程度から週2~3回と変更している。

今後の撤去台数の推移から、真に必要な作業回数を検証し、無駄のない効率的な委託内容と なるよう要望する。(土木課)

# 6 教職員に対するストレスチェック制度の取組について

本制度は、労働安全衛生法及び厚生労働省が定める「心理的な負担の程度を把握するための 検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に 基づいた運用であり、市では今年度から取組を開始している。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員 が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要であることから、本制度の積極的な活用 を要望する。(教育総務課)

### 7 奨学資金貸付事務について

東大和市奨学資金貸付条例及び同条例施行規則に基づき、奨学生であった者から償還が行われているか確認を行ったところ、時効期間が満了しているにもかかわらず債権が継続している 案件が存在し、担当者において対応に苦慮していることが伺えた。

今後、これらに係る事務コストも勘案し、債権の適正な処理について課内で改めて検討する ことを要望する。(教育総務課)

# 8 第五小学校校舎外壁・建具改修工事について

第五小学校校舎外壁・建具改修工事については、市が直接、設計及び監理を行ったことは、 経費面及び技術面で大いに評価する。

課内で培った技術が継承されていくよう、今後も後進の育成を行いながら業務の実施を心が

## 9 少人数学習指導について

東大和市学校教育振興基本計画の施策の一つでは、少人数指導や習熟度別指導の環境を整備 し、個に応じた指導を徹底することとしており、各学校では、個々の児童生徒が確かな学力を 身に付けるため、少人数学習指導員を配置している。

教育委員会では指導員の確保について苦慮しているが、児童生徒の学力向上のため、引き続き指導員確保に努力していくことを要望する。

また、同計画では、個に応じた指導の成果として、「少人数指導員の効果あり」と回答する児童生徒の割合が、平成30年度には90%となる目標値を設定していることから、この数値に近づける努力を引き続き要望する。(教育指導課)

## 10 食育の推進について

東大和市学校給食の基本理念・基本方針において、生きる力を身につけるための食育の推進の基本理念のもと、「生産者の協力を得て、東大和市産の地場農産物を積極的に給食に取り入れることにより、児童生徒の地元の食材に対する理解を深め、食べ物や生産者に感謝する気持ちを育てる」とした基本方針を掲げている。

給食課では、生産者と意見交換を重ねながら、給食全体の必要量に対応できなくても、一部分にでも地場野菜を取り入れるなど積極的に対応し、地場野菜の使用率の向上に図られていることを評価する。

今後も、食育の充実及び安心・安全な学校給食の提供に努めていくことを要望する。(給食課)